

（火を使用する設備等の設置の届出）

第 5 7 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積 2 平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (3) の 2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以上の厨房設備
- (4) 入力 70 キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (5) ボイラー又は入力 70 キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 3 号に定めるものを除く。）
- (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7) の 2 入力 70 キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生ずる設備
- (8) の 2 放電加工機
- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50 キロワット以下のもの並びに柱上及び道路上に設けるものを除く。）
- (10) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）
- (11) 燃料電池発電設備（第 8 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）
- (12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第 13 条第 4 項に定めるものを除く。）
- (13) 蓄電池設備（蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。）
- (14) 設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (15) 水素ガスを充填する気球

○火災予防規則

（火を使用する設備等の設置届等）

第 3 3 条 条例第 57 条に規定する火を使用する設備等の設置（変更を含む。）の届出は、同条第 1 号から第 14 号までに掲げる設備にあつては設置の工事の 7 日前までに、同条第 15 号に掲げる設備にあつては設置の工事の 3 日前までに所定の届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める必要な図書を添えなければならない。

- (1) 条例第 57 条第 1 号から第 8 号の 2 までに掲げる設備については、当該設備の配置図、構造図、仕様書並びに設置建築物の付近見取図及び平面図とする。
- (2) 条例第 57 条第 9 号から第 14 号までに掲げる設備については、当該設備の配置図、平面図、立面図、結線・接続図、仕様書並びに設置建築物の付近見取図及び平面図とする。

(3) 条例第 57 条第 15 号に掲げる設備については、当該設備の付近見取図、掲揚・係留状況図及び電飾結線図とする。

3 第 1 項の設備等を使用しようとする者は、使用開始前に消防長又は消防署長の検査を受けなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、条例第 3 章第 1 節に規定する火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のある設備のうち、火災危険が高いものについて、これを設置する場合及び設置後に変更する場合に、当該設備を設置及び変更しようとする者に対して届出義務を課し、これを審査すること並びに工事が完了し使用開始前に検査することにより、火気設備の位置、構造、管理等の適正化を図るための制度を規定したものである。

なお、届出の対象については、ネオン管灯設備を除き、原則、設備ごとに単体として取り扱うこと。

1 第 1 号

「**熱風炉**」とは、加熱のために必要な熱風を作り出す炉（暖房用を除く。）をいい、据付面積に関係なく届出が必要である。

2 第 2 号

「**多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉**」とは、条例第 3 条（炉）に規定するもののうち、多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉をいい、据付面積に関係なく届出が必要である。

3 第 3 号

「**据付面積**」とは、当該設備を据え付けた場合における水平投影面積をいう。据付面積を基準に設置届出の対象としたのは、炉の規模、それに伴う火災危険性は、据付面積におおむね集約することができるからである。

なお、本号に規定する炉は、本条第 1 号及び第 2 号に規定する炉以外のものをいう。

4 第 3 号の 2

「**厨房設備**」とは、同一室内において使用されるコンロ、レンジ、オーブン、フライヤー、ボイラー等をいい、各厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以上をもって設置届出対象としたものである。

厨房設備の場合、その使用形態上、同一室内において複数の設備が一体として同時に使用される場合が多いため、同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以上のときに届出を義務付けたものである。

5 第 4 号

本体の接続部から風道の長さが 2m 未満のものは、「**風道を使用しないもの**」として取り扱うことができる。

6 第 5 号

(1) 「**ボイラー**」（個人の住居に設けるものを除く。）のうち、労働安全衛生法施行令第 1 条第 3 号に定めるもの以外のもの（簡易ボイラー）を対象としている。

＜労働安全衛生法施行令第1条第3号 抜粋＞

- 三 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。
- イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省で定めるところにより算出した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が 0.5 m^2 以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 400mm 以下のもの
- ロ ゲージ圧力 0.3MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が 0.0003 m^3 以下のもの
- ハ 伝熱面積が 2 m^2 以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの
- ニ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 4 m^2 以下のもの
- ホ ゲージ圧力 1MPa 以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が 150 mm を超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が 5 m^2 以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 200mm 以下で、かつ、その内容積が 0.02 m^3 以下のものに限る。）
- ヘ 内容積が 0.004 m^3 以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m^3 で表した数値との積が 0.02 以下のもの

(2) 「給湯湯沸設備」（個人の住居に設けるものを除く。）のうち入力 70 キロワット以上のものを対象としている。

なお、給湯湯沸設備を連結して設置した場合の入力値の算出については、湯を供給する配管が同一系統で、同時運転できる機器を一の設備とみなして入力値を算出するものとする。（図 5 7－1 参照）

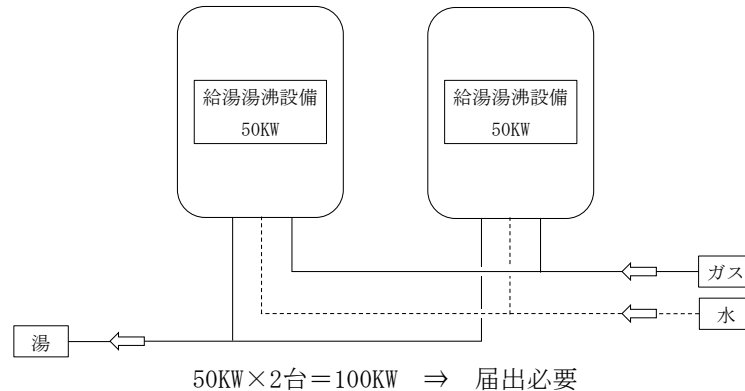


図 5 7－1 連結設置の入力値の算出の例

7 第 6 号

「乾燥設備」（個人の住居に設けるものを除く。）のうち、次の(1)から(3)に掲げる全ての要件に該当するものについて、届出の対象とする。

- (1) 入力が 17 キロワット以上のもの
- (2) 乾燥物収容室の据付面積が 1 m^2 以上のもの
- (3) 乾燥物収容室の内部容積が 1 m^3 以上のもの

8 第 8 号

「火花を生ずる設備」は、操作に際し、静電気の放電による火花、機械的火花を発生し、他方その火花発生部において可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備は、引火又は着火の危険性が極めて高く、かつ、取り扱われる可燃性の蒸気又は微粉に着火した場合、

一挙に爆発的に急激な燃焼状態になる危険が高いため、本号の届出対象となるものである。

届出対象設備としては、条例第 11 条に規定する設備があるが、これ以外に製綿機、カード機、粉碎機、マグネシウム切削機、開綿機等があげられるが、届出対象となるのは次に掲げる事項が条件となる。

- (1) 操作に際し火花を生じること。
- (2) 可燃性の蒸気又は微粉を放出すること。

9 第 9 号

「**高圧又は特別高圧の変電設備**」のうち、全出力 50 キロワットを超えるものを対象としている。

- (1) 「**高圧**」とは、直流にあっては 750 ボルトを超え 7,000 ボルト以下、交流にあっては 600 ボルトを超え 7,000 ボルト以下のものをいう。
- (2) 「**特別高圧**」とは、7,000 ボルトを超えるものをいう。
- (3) 「**全出力**」とは、条例第 12 条第 1 項柱書きの【解釈及び運用】によること。

10 第 10 号

「**急速充電設備**」のうち、全出力 50 キロワットを超えるものを対象としている。

11 第 11 号

「**燃料電池発電設備**」のうち、次に該当するもの以外のものを対象としている。

- (1) 屋内に設ける固体高分子型又は固体酸化物型であって出力 10 キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置（以下「停止装置」という。）を設けたもの
- (2) 屋外に設ける固体高分子型又は固体酸化物型であって出力 10 キロワット未満のものうち、停止装置を設けたもの

12 第 12 号

「**内燃機関を原動力とする発電設備**」のうち、次に該当するもの以外のものを対象としている。

- (1) 気体燃料を使用する出力 10 キロワット未満のピストン式内燃機関を原動力とするもの
- (2) 固定していないもの

13 第 13 号

「**蓄電池設備**」のうち、蓄電池容量 20 キロワット時以下のものは、相対的に火災危険性が低いと考えられるため、届出の対象から除かれている。

14 第 14 号

「**設備容量**」の算定方法は、次によること。

- (1) 一のネオン管灯設備に設けたネオン変圧器の定格容量（ボルトアンペア）の和とする。
- (2) 同一防火対象物に 2 以上のネオン管灯設備を設置する場合で、設置しようとする者が同一である場合は、一のネオン管灯設備としてその容量を算出する。

15 第 15 号

「**水素ガスを充填する気球**」とは、建築物の屋上、屋外の樹木等の土地の定着物に気球を固定することをいう。よって、掲揚のみならず、係留を含み、掲揚前に一定時間係留する場合は、係留前に届出が必要となる。また、届け出た掲揚又は係留時間が過ぎてもなお掲揚又は係留を行う場合は、新たに届出を要するものである。